

確認申請のその前に…

日進市からののお知らせ

日進市開発等事業に関する
手続条例に基づく
手続が必要です



事業計画によって手続に
要する期間が異なります。
余裕をもった工程の検討を
お願いします。 裏へ

ニッシー

くわしくはWEBで

日進市開発等事業に関する手続条例

検索

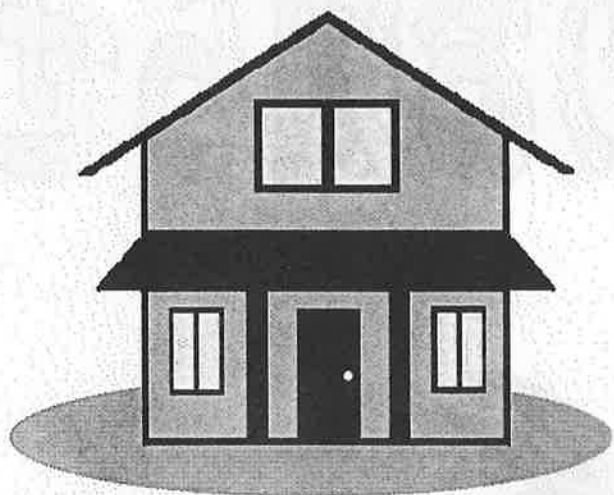
【お問い合わせ】

日進市 建設経済部 建築課

電話 0561-73-2049

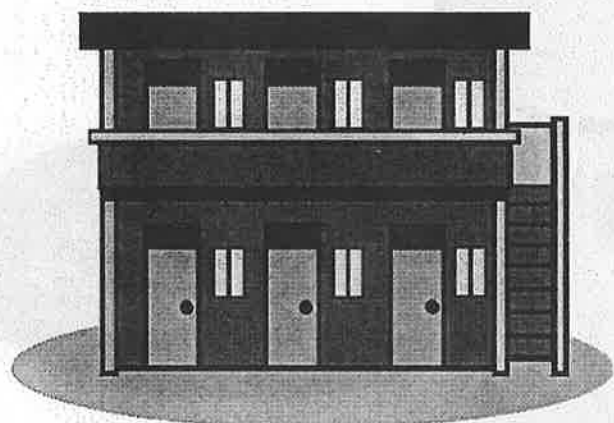
メール kenchiku@city.nisshin.lg.jp

条例手続に要する期間



戸建て住宅

＝約1週間



集合住宅

3戸以上
＝1.5～2ヶ月

2戸＝約1週間



店舗・事務所など

100㎡超
＝1.5～2ヶ月

100㎡以下＝約1週間